様式第十一中「第15条関係」を「第13条関係」に改める。

（悪臭防止法施行規則の一部改正）

第四条　悪臭防止法施行規則（昭和四十七年総理府令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（光ディスクによる手続） **第二十六条**　第十三条、第十四条第一項、第十五条第二項、第十六条第二項及び第十九条（第二十一条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による申請書並びにその添付書類（以下「申請書等」という。）の提出については、当該申請書等に明示すべき事項を記録した光ディスク及び様式第十二号の光ディスク提出書を提出することによって行うことができる。	（フレキシブルディスクによる手続） **第二十六条**　申請者は次の各号に掲げる申請書の提出に代えて、当該申請書の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第十二号のフレキシブルディスク提出書を、環境大臣（第二十二条第一項及び第二項の規定により、指定機関に試験検査事務及び免状に関する事務を行わせる場合にあっては、当該指定機関の代表者）に提出することができる。 一　様式第二号による申請書 二　様式第三号による申請書 三　様式第四号による申請書 四　様式第五号による申請書 五　様式第七号による申請書 六　様式第九号による申請書 2　前項のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。 一　日本産業規格Ｘ六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ 二　日本産業規格Ｘ六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ 3　第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。 一　トラックフォーマットについては、前項第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあっては日本産業規格Ｘ六二二二、同項第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあっては日本産業規格Ｘ六二二五 二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格Ｘ〇六〇五 三　文字の符号化表現については、日本産業規格Ｘ〇二〇八付属書一 4　第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格Ｘ〇二〇一及びＸ〇二〇八による図形文字並びに日本産業規格Ｘ〇二一一による制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。 5　第一項のフレキシブルディスクには、日本産業規格Ｘ六二二一又はＸ六二二三によるラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。 一　申請者の氏名 二　申請年月日
（光ディスクの構造） **第二十七条**　前条の光ディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。 一　日本産業規格Ｘ〇六〇六及びＸ六二八二又はＸ〇六〇六及びＸ六二八三に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク 二　日本産業規格Ｘ〇六〇九又はＸ〇六一一及びＸ六二四八又はＸ六二四九に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク **第二十八条**　（略）	（新規） **第二十七条**　（略）